

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	土木部住宅課
施策名	(4) 災害に強く、命を守る県土強靱化の推進	課(室)長名	亀山 茂
事業群名	⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進	事業群関係課(室)	建築課

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

地震時の建物の倒壊等による被害の軽減を図るとともに、安全なまちづくりを推進するため、木造戸建住宅や多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援事業を通して、建物の耐震化率向上に取り組めます。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H26)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	85%	53%	55%	—	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物については、耐震化を行うにあたっては、まずは耐震診断を実施し、建物の耐震性を把握することが必要であるが、対象建築物のほぼ全てにおいて、耐震診断に着手することができた。
					耐震診断は実施するものの、肝心の耐震化改修工事については多額の費用を要する場合が多く、二の足を踏む状態となっていることから耐震化が進まない。
事業群の進捗状況					—

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 多数の者が利用する建築物の耐震性を確保するための支援・取組

耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物については、耐震化を行うにあたっては、まずは耐震診断を実施し、建物の耐震性を把握することが必要であるが、対象建築物のほぼ全てにおいて、耐震診断に着手することができた。一方、その後の改修工事の着手については、現時点では検討中や計画作成中の建築物が多い。

多数の者が利用する建築物の耐震化については、一般的に多額の費用を要する場合が多いことや、県内の耐震化の必要性に対する認識が低いことから、毎年、支援制度活用実績が予算額に達しない状況となっている(H27耐震診断予算11件、実績1件)。

熊本地震の影響で、県民の耐震化についての関心が高まっている状況の中、いかに耐震化への動きへ結びつけるかが課題となっている。

ii) 住宅の耐震性を確保するための支援・取組

住宅の耐震診断及び耐震改修工事費用の一部の補助を行い耐震化の促進に取り組んでいるが、平成18～27年の診断件数893件に対し、改修工事は334件に留まっている。診断の結果、耐震性を有するものもあるが、殆どは耐震性が不十分となっている。住宅の耐震化については、耐震改修工事の実施が必要となるが、一般的に多額の費用を要する場合が多いこと、県内において大きな地震の経験がほとんどないこと、また、県民は地震の発生のおそれもかなり低いと考えていることから、なかなか理解を得られず耐震化工事まで至らない。国交省の5年毎の推計値では平成25年の全国の耐震化率が約82%に対し長崎県は約75%で下回っている。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業				
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率						
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—						
取組項目 i	長崎県大規模建築物耐震化支援事業 建築課	H26-	35,813	35,813	2,014	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者	地元市町が実施する耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の所有者の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助事業に対して県が市町を通じて助成を行った。	活動指標	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数(件)	3	0	0%	耐震改修補助実施には至らなかったものの、対象建築物のほぼ全ての、耐震診断の着手に寄与することができた。	○				
			670,436	670,436	2,016			成果指標	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%)	6	—	—						
	耐震・安心住まいづくり支援事業 建築課	H20-	1,734	1,734	4,028			多数の者が利用する建築物の所有者	地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行った。	活動指標	特定建築物の耐震診断実施件数(件)	23			1	4%	耐震診断実施件数は目標に達しなかったものの、耐震診断や改修計画を実施する建築物の所有者に対し、市町を通じてその費用の一部を支援し耐震化に寄与することができた。	○
			1,200	1,200	4,033					成果指標	多数の者が利用する建築物の耐震化率(%)	8			—	—		
耐震・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅) 住宅課	H18-	11,179	6,676	6,445	住宅:昭和56年以前に建てられた戸建て木造住宅の所有者	木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。平成27年度は21市町を通じて117件の耐震補助(耐震診断55件、耐震改修計画35件、耐震改修工事27件)を行った。	活動指標	住宅の耐震工事補助件数	284	117	41%	耐震化を図ることの重要性を広く県民に周知することに加え、耐震診断や改修計画及び耐震改修工事を実施する戸建て木造住宅の所有者に対し、市町を通じてその費用の一部を支援し耐震化に寄与したが、耐震化率は目標に達し得なかった。今後は無料相談会の開催や少しでも安価な改修工法の検討を行なって耐震化率の向上を図る。	○					
		28,105	16,267	6,452			成果指標	住宅の耐震化率(%)	269	—	—							
								85	75	88%								
								87	—	—								

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】
<p>i) 多数の者が利用する建築物の耐震性を確保するための支援・取組</p> <p>耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物については、個別訪問により補助要件等を取りまとめた資料や国が作成した耐震改修実績等をまとめたパンフレット等を用いて、直接事業の活用を促した。</p> <p>成果指標については、「耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%)」とし、平成27年度の目標値を58%としていたが、実績は55%にとどまり、未達成となっている。耐震化を行うにあたっては、まずは耐震診断を実施し、建物の耐震性を把握することが必要であるが、対象建築物のほぼ全てにおいて、耐震診断に着手することができた。一方、その後の改修工事の着手については、現時点では検討中や計画作成中の建築物が多いことから、平成27年度中は、成果指標の実績値が伸びなかったものと考えている。</p> <p>また、多数の者が利用する建築物の耐震化については、一般的に多額の費用を要する場合が多いことや、県内の耐震化の必要性に対する認識が低いことから、毎年、支援制度活用実績が予算額に達しない状況となっている(H27予算12件、実績2件)。市町についても、耐震化の必要性に対する認識が低い市町があり実績のバラつきがある。</p> <p>熊本地震の影響で、県民の耐震化についての関心が高まっている状況の中、いかに耐震化への動きへ結びつけるかが課題となっている。</p>
<p>ii) 住宅の耐震性を確保するための支援・取組</p> <p>成果指標については「住宅の耐震化率(%)」とし、平成27年度の目標を85%としていたが、実績は75%にとどまり未達成となっている。県民への周知については、これまでも新聞への広告掲載、ラジオ放送等によるPRを行っており、制度については浸透してきているものと考えている。</p> <p>しかしながら住宅の耐震化については、耐震改修工事の実施が必要となること、一般的に多額の費用を要する場合が多いこと、県内において大きな地震の経験がほとんどないこと、また、県民は地震の発生のおそれもかなり低いと考えていることから、なかなか理解を得られず耐震化工事まで至らず、成果指標の実績値が伸びなかったものと考えている。</p>



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】		見直しの方向	見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点		
<p>i) 多数の者が利用する建築物の耐震性を確保するための支援・取組</p> <p>耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物については、引き続き、所有者への個別訪問を実施し、耐震診断や耐震改修計画作成、耐震改修の実施を働きかける。(大規模建築物については耐震診断は完了済)</p> <p>多数の者が利用する建築物の耐震化については、アスベスト補助事業や特殊建築物の定期報告など、他事業に併せて、個別説明等をおこない、耐震化の必要性に対する県民の意識向上を図っていく。また、市町への説明会を実施し市町の意識向上も図っていく。</p>	長崎県大規模建築物支援事業	—	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物については、今後、法に基づく耐震診断結果の公表を控えており、耐震改修計画作成及び耐震改修工事への支援の必要性は更に高まると考えられるため、引き続き事業を継続する必要がある。	現状維持
	耐震・安心住まいづくり支援事業	②	建築物については、今までのPRIに加え、耐震改修工事の補助制度の更なる周知及び耐震化へ意識向上を県民へ働きかけるため、市町と協力し個別訪問、窓口での周知活動を強化する。平成28年度はアスベストの補助の個別訪問、平成29年度からは特殊建築物の定期報告の通知等に併せて周知活動を行うとともに市町への事業の説明会を実施する。	改善
<p>ii) 住宅の耐震性を確保するための支援・取組</p> <p>・耐震改修促進計画で目標としている耐震化率向上へ向けた具体的な取り組みのひとつであり、県が事業主体である市町を補助することにより、耐震化の促進を図っていく。</p> <p>・また4月の熊本地震以降、県民の耐震への関心が高まっていることから、直接県民の声を聴く耐震無料相談会などを開催していく。</p>	耐震・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅)	①②	住宅については、今までのPRIに加え、耐震改修工事の補助制度の更なる周知及び耐震化へ意識向上を県民へ働きかけるために平成28年度より無料相談会等を開催している。同時に、耐震化改修工事に多額の費用を要し、費用を確保できない為に耐震化まで至らないことが多い為、低コストの工法の他県での認定実績の情報を収集し、適用可能な工法の情報提供を行う。	改善